2　個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。

3　個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。

4　個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第二十七号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年五月九日

金融庁長官　森　信親

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
（財務局長等への権限の委任の例外）		
第一条　銀行法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行の欄の各項に掲げる銀行に係る同表の権限の欄の各項に定める金融庁長官の権限とする。		
項	銀行	権限
一	［略］	［略］
	［楽天銀行株式会社］	

改正前		
（財務局長等への権限の委任の例外）		
第一条　［同上］		
項	銀行	権限
一	［同上］	［同上］
	［楽天銀行株式会社］	

［略］		
［二～四　略］		

株式会社新銀行東京	
［同上］	
［二～四　同上］	

備考　表中の「［　］」の記載は注記である。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第二条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
［略］	［同上］
楽天銀行株式会社	
［略］	株式会社新銀行東京
	［同上］

改正前	
［略］	［同上］
楽天銀行株式会社	
［略］	株式会社新銀行東京
	［同上］

備考　表中の「［　］」の記載は注記である。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第三条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
［略］	［同上］
楽天銀行株式会社	
［略］	株式会社新銀行東京
	［同上］

改正前	
［略］	［同上］
楽天銀行株式会社	
［略］	株式会社新銀行東京
	［同上］

備考　表中の「［　］」の記載は注記である。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部改正）

第四条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件（平成十六年金融庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。